

2012年12月18日

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.15」 認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

エコマークでは商品類型毎に設定された認定基準の有効期限2年前に、その基準に関するレビューを行っている。今回、その対象となっている No.131「土木製品 Version1」に関して、今までに新規提案をうけた品目や過去に審査委員会等で指摘された事項について検討を行い部分的な修正を行うこととする。

また、本認定基準では12分類114品目が対象で多岐にわたるため、申込者が該当品目を探しやすいように認定基準書の分冊を行う。

< 対象の追加 >

- ・昨年度に新規提案のあった「港湾用ゴム資材」、「土木用遮水シート」を対象として追加する。

< 基準項目の整合 >

- ・4-1-2.材料に関する基準のうち、B.プラスチックの基準項目(4)(5)については、引用している商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」の最新版を引用し整合を図る。
- ・再生材料のうち廃植物繊維については、再生材料の対象として明確化するために No.115「間伐材、再・未利用木材を使用した製品 Version2」と整合をとり個別に明記する。また、No.115で対象としている木質舗装材を本商品類型の木材の分類に移動する(移動前と移動後の基準は同じ)。
- ・4-1-2.材料に関する基準 A.木材、B.プラスチック、C.ガラスカレット、D.繊維に挙げられている材料別の有害物質の規定と、4-1-3.個別製品に関する基準に挙げられている有害物質の規定が重複関係にあるため、優先する項目を明記して整理する。
- ・再生路盤材の有害物質の基準について、現行の溶出量基準に加えて含有量基準を追加する。

2. 改定箇所

(* 下線部を追加、見え消し部を削除。項目番号は現行の番号で記載)

No.131「土木製品 Version1.15」

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

B. プラスチック

- (4) プラスチック添加物は、業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。プラスチックは、重金属など有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンについて溶出量基準に適合すること。なお、土壤汚染対策法施行規則の基準に代えて、ISO 8124-3(一致規格：88/378/EEC EN71-3)に定める有害物質の基準に適合することでも良い。

難燃剤を使用する場合には、PBB(多臭化ビフェニール)、PBDE(多臭化ジフェニルエーテル)および短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)を処方構成成分として添加していないこと。また、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。「I-1.道路標識板」のうち使用済みの道路標識板の再使用部分については本項目を適用しない。

【証明方法】

プラスチック樹脂(再生プラスチック含む)およびプラスチック添加物が有害物質の要件を満たすことについて、原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、添加していないことの証明ができる書類でも可とする。

- (5) プラスチックは、ポリマ骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加している製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされることいないこと。ただし、ハロゲンを含むプラスチックを使用した製品であっても、使用期間が平均して20年以上の製品について「L上・下水道材」および「N7.止水板」は本項目を適用しない。

【証明方法】

申込商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、廃棄時に回収とリサイクルまたは20年以上の継続使用が確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める(または監査を行う)ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。製品に使用するプラスチック材料について、ポリマ骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載し提出すること。

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

A.木製タイル・ブロック、木質舗装材

(10) 木質部の原料は、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100質量%であること。

以下、他の項目についても同様に再・未利用木材の箇所に“ 廃植物繊維 ”を挿入する。

G-2 .再生路盤材および再生アスファルト混合物

(追加)製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第四に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可とする。

【証明方法】

第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

H.造園・緑化材

(40)製品中の有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。ただし、本項目は鋼材など金属部分については適用しない。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-1により試験を行うことを可とする。ただし、4-1-2.A~Dに挙げられている材料については、4-1-2.によることとし、本項目は省略してよい。

(41)製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する含有量基準に適合すること。ただし、鋼材など金属部分については、他の試験方法等により確認することでもよい。スラグ類については、「スラグ類の化学物質試験方法」JIS K 0058-2により試験を行うことを可とする。ただし、4-1-2.A~Dに挙げられている材料については、4-1-2.によることとし、本項目は省略してよい。

以下、他の項目についても同様に A 木材、B プラスチック、C ガラスカレット、D 繊維については、個別製品の基準で有害物質の溶出・含有を材料基準の方を優先するよう、但し書きを挿入する。

I.道路標識・区画線

I-1.道路標識板

~~(46)反射シート部分のプラスチック素材は、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。~~

材料基準との重複となるため削除する。

M.橋梁・河川・港湾用材

(83)防げん材・~~ゴム製タラップ~~については、~~H.造園・緑化材表4および表5に示す再生材料の合計質量が製品質量全体の70%以上であること。且つゴムを主材料とする製品であって、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が100%以上であること。防げん材以外の港湾用ゴム資材については、ゴムを主材料とする製品であって、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が20%以上であること。~~

港湾用ゴム資材の配合率の修正について

M.橋梁・河川・港湾用材のうち、防げん材・ゴム製タラップなどの港湾用ゴム資材の基準については、基準制定時には再生ゴム配合の製品が存在していなかったため、港湾用途に要求される品質を十分に考慮せずに、他分類の再生材料配合率を参考に基準値を設定していた。今回、新たに再生ゴムを配合した港湾用資材が開発されたため、再生ゴム配合率を再設定した。

再生ゴムは配合率が高くなるほど物性が低下するため、ゴム製タラップやコーナー保護材などの港湾用ゴム資材に要求される物性を満たすには、再生ゴム配合率が多くても20%程度が限度とされた。また、防げん材については、タラップ等に比べてさらに圧縮性能などの厳しい性能が国土交通省仕様により要求されているため、20%の配合率でも国土交通省の仕様を満せないとされており、再生ゴム配合の商品は現状ないものの、将来の技術開発の目標値として10%以上を基準値として設定した。

(84)防げん材、~~ゴム製タラップ~~港湾用ゴム資材、水路補修パネルの製品中の有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素に関する溶出量基準に適合すること。

N-(追加)土木用遮水シート

(追加)製品は、再生プラスチック、再生ゴム、リサイクル繊維の配合率が製品質量全体の10%以上であること。

土木用遮水シートの配合率について

土木用遮水シートとしては、主に最終処分場の遮水、トンネル内の防水、または貯水池などの遮水施工に用いられるが、遮水機能や強度、耐久力が求められるため、再生材料を使用している製品はほとんどない。今回の新規提案を受けて新たに対象を追加した。再生材料の配合率については、遮水・防水性能を損なわないレベルを考慮して、類似の性能を要する建築用ルーフィングシートの基準値と同レベルに設定した。

【参考】No.137「建築製品（外装・外構関係用資材）Ver1」分類 A.ルーフィング
再生ゴム・リサイクル繊維・再生プラスチック配合率の基準値：10%以上

4-2.品質に関する基準と証明方法

4-2-3.個別製品に関する基準と証明方法

N-(追加)土木用遮水シート

品質について、日本工業規格またはこれに準ずる品質規格のある製品にあっては、当該規格に適合していること。それ以外の製品は、自社規格などに基づいて、公的な試験機関による公的な試験方法によって品質や安全性が確認されていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。

別表 1 対象製品

対 象 名	
木材	(1) 木製タイル・ブロック <u>(追加) 木質舗装材</u>
橋梁・河川・港湾用材	(95) <u>港湾用ゴム資材</u> （防げん材、ゴム製タラップ、 <u>コーナー保護材、滑り込み防止柵など</u> ）
その他資材	(追加) <u>土木用遮水シート</u>

3 . 改定日：2013年2月1日